



小山 暁 議員

和水町まちづくり 総合計画について

問 まちづくり総合計画『実施計画』で根幹事業の内容が明らかになったが、町民アンケートで示された『今後、力を入れるべきまちづくり』についての町民の要望や課題はどのように反映されているのか。

答 今回実施計画の中では福祉サービスの充実面で、介護予防事業3本と子育て支援事業9本、安心・安全なまちづくりでは町道整備事業25路線・防災行政無線事業・消防積載車整備事業を計画している。又、働く場の創出については、グリーンツーリズム推進事業や企業誘致のための調査事業などを計画している。

三加和中学校体育館 床面補修箇所の現状 と今後の対策について

問 平成18年2月14日竣工の三加和中学校体育館床面の

一部が、約5カ月後の7月6日に盛り上がり浮いたため、同年8月22日にその部分の補修工事を行っているが、その後も同様な現象が続いており、今も体育の授業や部活動や公式試合等に支障をきたしているが、これまでの経過について伺いたい。又、体育館本体の設計施工に、もしも瑕疵が認められた場合の契約上の担保責任は、どうなっているのか。抜本的な原因究明はできているのか伺いたい。

答 三加和中体育館は、平成18年2月に総工費3億6千800万円で竣工しているが同年7月に床面に盛り上がりが生じたため、当時の施工業者によって床板の一部張り替え工事を8月に行っている。そして、竣工1年後の3月時点で、1年点検を行ったところ、床下の空気の流れが悪く、湿気が多いため換気が必要となったため、大型送風機で一週間程度換気を行った結果、床面のむくみがおさまっていたが、平成19年11月には、ネットを張っていたバレーボールの支柱が倒れたため再度業者負担で修理を行ったが、それでもむくみはおさまらな

いため、町長名で当時大阪の設計業者である安藤忠雄建築研究所に現場を見に来るよう要請文を出したが、対策案の詳細についての文書報告に留まっている。担保責任については、公共事業業務委託契約書を取り交わしているが、成果品に瑕疵があるときは同契約書第9条2項の規定により検査終了後1年以内に補修又は損害賠償の請求を行わなければならないことになっている。ただし、その瑕疵が故意又は、重大な過失により生じた場合の請求期間は5年という契約を交わしている。なお、抜本的な原因究明については、きちんとした形を求めながら進めていきたい。瑕疵については、この後法的なことも含めて対応していきたい。



三加和中学校体育館全景

問 体育館を見て驚いたのは、体育館の床が極端に低い構造（30cm）になっているという点と体育館の基礎部分の床下側面及び周囲は、すべてコンクリートで覆われており、換気口が一つもないという点である。安藤設計事務所からの換気対策案だけで果たして問題解決するのかどうか心配だが、今後は専門家を入れた第三者機関か、もしくは、それに準じた調査委員会を設置して原因究明をする必要があると思うが、町長の考えを伺いたい。

答 今後においては、慎重にその対策について取り組みたいと考えているが、調査委員会等の手順を踏んだ方がいいのかどうか内部で検討させてもらいたい。

有害鳥獣被害防止対策 の強化について

問 鳥獣被害防止特別措置法が先の国会で成立したが、すでにイノシシの駆除や捕獲については、県から町へ権限委譲がなされており、今回の法律の施行に伴い、和水町全体の被害防止計画については今後どのように対処していくつもりか。

答 今のところ町全体の被害防止計画の策定は考えていない。

問 和水町におけるイノシシによる農作物被害は、年々深刻化してきており、特にみかんや水稲・芋類・たけのこ等の被害は、増加傾向にあると聞くと、その対策の一環として捕獲ワナの免許をもっと容易に取得できるような方法は考えられないのか、現状はどのようなしくみになっているのか伺いたい。

答 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が改正されない限り、現時点では大変難しい。

問 囲いワナは、農林業者に対する被害を防止する目的で設置する場合は、狩猟免許がなくても一定の条件のもとで使用できるという特例条項があるが、同様に普通ワナについても同様な法の解釈や運用規定を設定できないものか、和水町から県へ要望してもらいたいと思うが。

答 質問の主旨は、しっかりと受け止めるが、現段階では前向きに善処させていただきたい。なお、県への折衝はやってみよう。



笹 淵 賢 吾 議員

地方財政健全化法による 和水町財政は健全か！

問 総務省は、昨年12月に地方財政健全化法の指標を公表した。地方財政健全化法で和水町の財政はどうか。

答 総務省は12月7日、地方財政健全化法にもとづく財政悪化の判断基準を策定し、4つの健全化比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならぬとしている。公表は平成20年度決算からで、4つの指標についてはいずれも下回っており、財政はおおむね良好と認識している。

農産物の価格保障・ 所得保障による食料 自給率向上を

問 日本の食料と農業はますます深刻な危機に直面しており、食料自給率は39%まで

低下し、耕作放棄地は全耕地の1割近くになり農業に携わる人の45%が70歳以上という高齢化が進んでいる。品目横断的経営安定対策が、今年は、畑作経営所得安定対策になり内容の見直しがあるが、どういう方針か。

中国産冷凍餃子の農薬中毒事件が発生し、消費者からは安全な食料、自給率向上の声が高まっている。農村地域ではこういった声に応えることが求められているが、本町では、自給率向上策についてどう考えているか。

答 集落営農組織の要件緩和については、個人から集落営農組織へ移行するという基本姿勢は維持し、ある程度面積の要件を引き下げてでも組織の育成を進めていきたい。

中国の冷凍餃子問題もあり、日本人は特に今、国内産のものが安心だ、安全だと認識していると思う。本町での自給率向上については、こういう中でも何とかそれなりにやっていたいかならんと思っっている。小さな努力で町内の自給

率を上げていきたい。自給率向上は、食育を推進し、国内農産物は安心、安全という消費拡大を全国的に展開すべきと思う。

問 規模拡大は個人としても集落営農としても農家の経営が成り立つのかどうかが大切で借金だけが残っては和水町農業の発展はない。食料問題は世界的な問題で、国際的な食料不足の時代に入っている。熊日新聞のアンケートでは自給率向上を求める人は83%に上っている。この声に添えて、今農村が出番のときと思う。自給率向上のためには安心して農業に励める農政への転換が必要。持続可能な農業経営のためには、農産物の価格保障と所得保障が必要であり、これがないと農家の所得は安定しないし、農業を継ぎたいというふうになつていかない。本町の主産業の農業の方向を示す本町の農業再生プランを作成してはどうか。

又、本町の農業をどうするのか、自給率向上をどうやって進めるのか、町内外に向け

たシンポジウムを開催してはどうか。

答 農業生産にかかわる町としてのプランは非常に難しい問題。シンポジウムは農業関係での参加は少なく非常に厳しい状況と思う。価格保障制度については国に関しては行く機会があればしっかり声を出していきたい。

お年寄りに冷たい 後期高齢者医療制度

問 後期高齢者医療制度は問題が多い。保険料が払えない場合、1年間滞納すると保険証が取り上げられ資格証明書が発行され、その場合病院窓口で全額支払うことになり、医療を受けられなくなる。金がない人は病院へいけなくなってしまう。どう対応するのか。

後期高齢者医療料が初めて導入され、糖尿病、高血圧、認知症などの慢性疾患の患者は一人の開業医、医師が、総合的、継続的に診察するための報酬となり、患者一人につき一医療機関のみと限定され

る。これは検査、画面診断、処置、医学完了、すべて含んで、月1回6千円の設定額となり、6千円以上になった場合、診察すると病院の赤字になり、診察しないということになりかねない。高齢者が医療を受けられない仕組みになっている。

検診はこれまで自治体に実施義務があったが、75歳以上は努力義務にする、となつている。今後どうするのか。

答 保険料が滞納になった場合、広域連合から相談があるので被保険者と広域連合に事情を話して、資格証明書の発行はできるだけ避けたい。受けられる医療については現在の老人医療制度がそのままいくと考える。検診については、生活習慣病を発見することが目的なので、現在生活習慣病にかかっている人は重複して、検診はしない。

